

人権施策の推進

奈良県における取組

【担当省庁】法務省

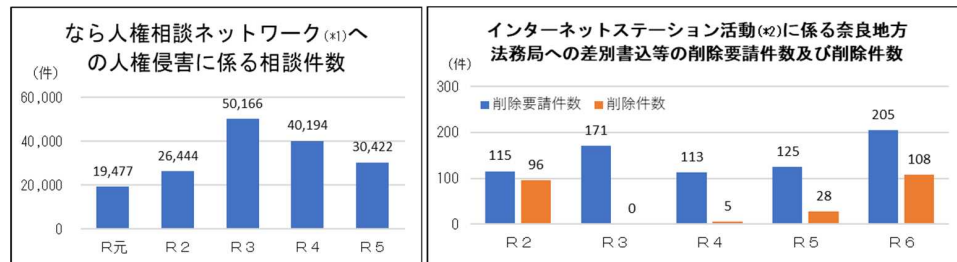
【現状】

日本初の人権宣言とも言われる「水平社宣言」から100年余りが経過したが、一人ひとりの人権が尊重される社会とは言いがたく、**様々な人権侵害や差別事案が発生している。インターネットを悪用した差別事象が増加している。**

【実態】 奈良県内で発生した差別事象件数 奈良市市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会調べ

		R2	R3	R4	R5	R6
差別事象件数		41	183	203	104	280
事象分類	部落差別	18	104	178	89	269
のうち主なもの	障害者差別	18	32	8	5	7
	外国人差別	3	5	4	5	3
惹起形態	差別投書、発言等	32	60	23	16	27
のうち主なもの	インターネット上の書込等	10	80	171	74	256

※役場への被差別部落問い合わせ事象、インターネット上での地名暴露等が多数発生



*1 国、県、市町村、NPO等様々な人権相談を行う機関が連携・協力するため、H17に設立。現在117機関が参加。

*2 県、市町村、関係団体が協働し、インターネット上の部落差別事案等のモニタリングを実施。

【これまでの取組と課題】

1. 県内相談機関（なら人権相談ネットワーク）相談員の資質向上等研修の実施や各機関の連携・協力により人権相談体制を強化。
また、人権意識の高揚に向けて、多様な機会提供と手法により教育・啓発を推進。
 - ・相談や啓発を現場で担う人材を養成する講座・自治体職員研修の開催
 - ・差別をなくす強調月間（7月）を設定し、県内全域で重点的に啓発活動を実施
 - ・楽しみながら学べる啓発イベント「なら・ヒューマンフェスティバル」の開催 等

→ 人権相談や啓発だけでは、被害者の救済・人権侵害の未然防止に限界がある。



人権啓発パネル展(R6.7)



なら・ヒューマンフェスティバル(R6.11)



R6差別をなくす強調月間啓発ポスター

2. インターネット差別書込み等に対しては県単独の削除要請に加え、県、市町村、関係団体が連携した「インターネットステーション活動」によるモニタリングを実施し、奈良地方法務局へ削除要請を行うとともに、自治体等からプロバイダへの直接の削除要請を試行。

→ 現状では**削除に至るケースは稀で、多くの差別表現が放置されたまま**となっている。

3. 「人権啓発活動地方委託事業」を活用し、講演会や研修会の開催、啓発資料の作成、放送広告等、きめ細かい人権啓発活動を実施。

・人権啓発活動地方委託費の推移

(単位:千円)

	H26	R1	R6	R7
要望額	35,914	30,798	29,867	31,298
委託額	35,581	23,800	22,242	22,063
採択率	99.1%	77.3%	74.5%	70.5%

本県における「人権啓発活動地方委託事業」活用のニーズは高いが、実際の委託額は減少傾向にある。

→ 「人権啓発活動地方委託事業」の委託額は、**ここ数年減少傾向が続いており、新たな取組を計画しても実施に至らない。また、事業内容の変更に当たっての制約が多く、状況に応じた柔軟な事業の組立てが難しい。**

国にお願いすること

- 1 多様な人権侵害による被害者の救済・未然防止を図るため、独立性、迅速性、専門性を備えた**実効性のある法制度を整備**されたい。
- 2 インターネットを悪用し差別や誹謗中傷等を行う人権侵害を防止するため、関係省庁と連携し、**差別的なコンテンツ等が速やかに削除されるよう「情プラ法」を最大限活用した対策の充実**を図られたい。
- 3 **被害者支援のための相談や人権教育・啓発等に対する財政支援**を強力に講じられたい。また、きめ細かい啓発活動を実施するため、**人権啓発活動地方委託事業について必要な予算の確保を図るとともに、事業実施にあたっては柔軟な執行を認められたい。**